

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇告示 東郷松崎都市計画事業松崎駅前温泉土地区劃整理設計書等認可
- 農地法に基づく買収予定について
- 建設業者の登録まつ消
- 土地改良区の定款変更等認可
- 建築代理業者の登録
- ◇教委告示 臨時教育委員会の開催

告示

鳥取県告示第二百九号

昭和二十八年三月二十六日東都発第十八号で申請の東郷松崎都市計画事業松崎駅前温泉土地区劃整理設計書及び施行規程について昭和二十八年三月三十日認可した。

昭和二十八年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第二百十号

昭和二十八年一月十三日鳥取県告示第十三号（未墾地等の買収予定について）をもつて公示した左記土地は買収しないことになったので農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十八条第六項の規定によりその買収予定を取消する。

昭和二十八年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

一 土地の表示

日野郡多里村大字萩原字小滝ノ上ミ四七五番地

面積 九畝二十八歩

鳥取県告示第二百十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定に

よる廃業届があつたので同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	登録まつ消年月日
鳥取県知事登録 (ろ)第一七五号	昭和二十七年 八月五日	原組	鳥取県知事 西 尾 愛 治	原 祐二	昭和二十八年 四月三十日

鳥取県告示第二百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項及び第四十八条第一項の規定により、向国安外三箇村土地改良区及び米川土地改良区の定款変更並びに新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二十八年五月七日をそれぞれ認可した。

昭和二十八年五月十二日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第二百十五号

鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。
昭和二十八年五月十二日

昭和二十八年五月十二日

登録番号	登録年月日	本現住所	氏名	業務管理者
二八三	昭和二十八年五月八日	鳥取市若桜町四 九 西品治町 四五九	横山建築 事務所	二級建築士 横山喜太郎

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

臨時教育委員会を次のとおり開催する。
昭和二十八年五月十二日
鳥取県教育委員会委員長 伊佐田甚藏

一日時 昭和二十八年五月十九日（火）午前十一時

二場所 教育委員会々議室

三議題 昭和二十八年年度教育費予算について

その他